九十九里浜大地曳網漁業地帯における

上地移動の実態と性格 飯高家文書 「田畑奥印帳」の検討

岩田みゆき

The Transfer of Land along the Kujukuri Coast Tow Net Fishing Zone: a Study of the Land Documents of the Iitaka Family

はじめに

- ●粟生村の概況
- ② 粟生村の「田畑奥印帳」の検討
- ❸ 飯高家の水主・小作人の土地移動の特色

[論文要旨

は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。は、砂となび大漁であれば、地域全な状況が遅くとも天保期にはこの九十九里には毎高家の水主や小作人、納屋集落のものもな状況が遅くとも天保期にはこの九十九里には存在していたからである。これらの点な状況が遅くとも天保期にはこの九十九里には存在していたからである。これらの点な状況が遅くとも天保期にはこの九十九里には存在していたからである。これらの点は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。

はじめに

本いことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。 ないことを予めお断りしておきたい。

れる。 れる。 かう側面における村人の交流の実態をみる上で必要な作業であると思わいう側面における村人の交流の実態を考える上で、また同時に、質地金融と 漁民にとっての土地所有の意味を考える上で、また同時に、質地金融と よる土地移動の実態を把握することができる。こういった史料の分析は、 奥印帳」が三冊残されており、これによって粟生村における質入などに 東印帳」が三冊残されており、これによって粟生村の飯高家には「田畑

同家の土地関係史料は貴重であるといえよう。あるが、村落構造に関する史料が少ない。そんな中でこれから分析する館」に所蔵されているものである。飯高家文書はかなり厖大な史料群で本稿で使用する飯高家の史料は、いずれも現在「九十九里いわし博物

●粟生村の概況

おく必要があろう。

分析に入るまえに、粟生村の概況及び土地形態の様子を簡単に述べて

粟生村は九十九里浜の中央部に位置し、地曳網漁業の中心地帯の一村

請により村高は急増したはずである。 講により村高は急増したはずである。 諸である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大落である。

で、実際にはもっと多かったのではないかとおもわれる。 要生村の戸数・人口の変化は表1に示す通りである。戸数は寛政五年 でいる。粟生村の本田所有状況は表2にみられるが、この表には新田部 が加わっておらず、またおそらく一給分なので、全体の動向を示して いるとはいえないであろう。粟生村の網主飯高家の小作人の多さからする も表3に示されているが、後述する如く飯高家の小作人の多さからする と、この数字は必ずしも飯高家の所持高すべてを表わしているとはいえ と、この数字は必ずしも飯高家の所持高すべてを表わしているとはいえ と、この数字は必ずしも飯高家の所持高すべてを表わしているとはいえ で、実際にはもっと多かったのではないかとおもわれる。

ているのである。新田はいずれも短冊形に仕切られ、割地の形で高請さり、この点についても今後さらに慎重に検討していく必要があろう。 り、この点についても今後さらに慎重に検討していく必要があろう。 を起海岸平野といわれ、その海退現象によって新しい砂浜が形成され、 隆起海岸平野といわれ、その海退現象によって新しい砂浜が形成され、 ないし塩場頭が新田開発の対象となり、享保二十年、宝暦十一年、安永 ないし塩場頭が新田開発の対象となり、京保二十年、宝暦十一年、安永 ないし塩場頭が新田開発の対象となり、京保二十年、宝暦十一年、安永 を記述している。京保によって新しい砂浜が形成され、 表 1

815

750

857

941

811

1041

П

年代

安永4

寛政 5

文政11

天保4

天保14

慶応3

明治4

戸数

155

138

144

146

147

159

184

男 女 合計

436

379

粟生村人口統計

史 料

同年農間商渡世のもの名前取調書

同年農間商渡世のもの名前取調書

上総国山辺郡粟生村外四拾 三ケ村組合商渡世取調帳

同年村鑑銘細帳

同年五人組帳

同年五人組帳

房総叢書

1戸当り

平均人数

5.2

5.2

5.9

6.5

5.1

5.6 (山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』から引用、但し一部修正を加える)

連判証文之事

仕候 候二付、 長ク御 割壱割之四分位二相定申候、 合致申候ニ付、 此 **! 座候得共土地** |度浜通御領地御検地被遊候処、 惣百姓願ヲ以平均ニ御検地申請候、 巳後弥相互ニ難渋無之御年貢永納等右の通り割合可 悪敷、 南ハ東西短御座候得共土地北より能御座 尤此御新田初引請之節より左之通ニ割 壱割半割と割合ニ付北 塩場付小割之場所ハ本 ハ地所

掲史料からも明かであろう。

面積を示すとは限らないようである。

❷粟生村の

田畑奥印帳

の検討

ここでは、

九

一十九里沿岸の漁村である粟生村において、

幕末期に展

する土地移動の実態についてみてゆく

ば 析する

が頻出するためである。

これらがいずれ

b

新田を示していることは 「壱割」は必ずしも同

なおこの場合の

「田畑奥印帳」

に

「御用地」

何割、

「塩場付_

何割といったこと

これ

から分

道 江松植出シ申間敷候、 道幅弐間壱尺壱割七間六尺五寸間ニ御

表 2 粟生村本田所有状況

						単位:人
	20石以上	10石以上	5 石以上	1 石以上	1 石未満	合 計
享和1	3	1	2	24	40	70
明治 3	1	2	7	17	42	69

*史料=各年年貢割合帳

(山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』より)

表 3 飯高家所持高

安永 2	享和 6	天保期	明治 3
20石7斗2升	31石5斗6升	45石7斗6升	54石 4 斗 3 升

* 史料: 各年年貢割合帳

治

一年五月までの状況については把握できるが、

元治元年五月から翌年四月まで、 て た史料であると思われる。 から元治二年四月まで一年分の土地移動につい 子年五月田畑奥印帳 ける質地・ 奥印帳」の三冊である。 天保六年九月から嘉永六年七月までの約二 元甲子年五月 ついては いるように、 ゟ で、 使用する史料は「天保六未年 移動 証文からみられるが、 は、 冊でかなりの厚さの史料である。 の状況につい 表紙に小さく 譲地・質地請返その他の証文を記帳したも 天保六年九月から嘉永六年七月までと、 慶応三年八月から明治 田畑奥印帳」、 は て記している。 「天保六未年 「卯辰巳年五月迄」 基本的には、 質地請返については天保 「慶応三卯年八月 「慶応三卯年八月 慶応三年八月から明 田畑奥印帳」、 従って土地 田畑奥印帳 一年五月までの 元治元年五 一〇年間にお 一元治元甲 と記され 田 て記 移動 畑 田 は 畑

座候……」

『略ながら九十九里地方の新田開発について述べたのは、

嘉永

なデータを得る事はできない。 六年八月から元治元年四月、慶応元年五月から三年七月については正確

あり、 後に質地・請返・譲地について検討する表4、6、 と考えられる。 三年から明治 ちの六冊目すなわち元治元年の「田畑奥印帳」と、九冊目すなわち慶応 その後に続く安政元年から明治二年五月までの「田畑奥印帳」を整理し 文をまとめて「天保六年 ことにした。また、元治元年と慶応三年の奥印帳には、 は以上の部分についてのデータは記さないこととする。 落部分の質入状況を把握したことにはならない。さらに天保六年、 之内六番」、 に限り、元治元年五月から翌年四月を元治元年一年分とみなし集計する 質地については、質地請返の証文に質入年月日が記されている場合が 「田畑奥印帳」 年ごとに一番から九番まで番号をつけたことを示しており、そのう 慶応三年、 その限りにおいて質入状況はわかるが、 「九冊之内九番」と小さく記されており、このことは飯高家 一年までを記した「田畑奥印帳」の二 が、 明治二年については、 嘉永六年に、天保六年から嘉永六年までの土地証 田畑奥印帳」が作成されたあと、 一年分の統計がとれないので、 もとよりそれのみでは欠 8 一冊が現在残ったもの 但し、 それぞれ 9 明治二年に、 11について 元治元年 「九冊 嘉永

代金、 のために付言すると、この三冊は飯高家個人の質地集積を記したもので れている。質地請戻については、質入証文に何月何日に請戻された旨の 追記がなされているものと、請戻証文との二形態がみられる。 されており、 飯高家文書として残された三冊の 譲地については譲主、請人、金主の名前と譲地反別、 あくまで粟生村の土地移動を記録したものである。 質地については、 質地主、 「田畑奥印帳」 請人、金主の名前と質入反別、 はいずれも書式は統 礼金が記さ また、 念

り天保六年、嘉永六年、慶応三年、明治二年を除いた、天保七年から明まず質入の動向からみてみることにしたい。表4は、上記の理由によ

弘化 る。 例するものと考えてよいであろう。 れており、 段だったのであろう。弘化三年は既に不漁期に入った時期であるといわ れているので、飯高家が一時的に大金を必要としたためにとった非常手 二十年季で質入しているためである。この質地は同年十二月には請戻さ 村佐五右衛門に対して下々畑一町三反一畝七歩を二筆、 クにあとはしだいに件数が減少しており、嘉永三年には二件となって 二、三年を周期として大きく変動しているが、天保九年の二○件をピー 治元年までの質地の変化を示している。まず質入件数からみてみると、 の如く飯高家による質入が主な原因である。 な変化はなく六畝から七畝前後である。弘化三年の値が大きいのは前述 は、天保十二年、 元治元年から明治元年にかけての質入反別の増加は質入件数の増加と比 しかし明治元年には二六件となり幕末維新期にかけて急増している 二年に極端に質地反別が多いのは、この年五月に飯高俊次郎が関 漁業経営維持のために大金が必要とされたのかもしれない 弘化三年、 嘉永四年に多くなっているが、 田畑山 一件平均の質入反別について 代金一二五両 以後は大き

が、 みられる。これは後にみる譲地も同様である。 が減少しても質地金額が減少していない時期、 いてはその変動が必ずしも相関関係を示していない。 われてくる。 別が大きいわりに金額が小さく、 保九年から十年、嘉永三年から四年などである。また弘化三年には、 かに上昇している。 して金額の上昇が著しい。 年にかけてと天保十四年から弘化初年にかけてである。 質地金額についてみてみると年によって非常に大きな変動がみられる 質地反別の変動と比較していえることは、 反当りの金額も極めて不安定に変動をくりかえし、 これらのことは反当りの金額の変化にもあら 逆に嘉永四年以降になると反別に比較 ことに天保・弘化期にお 例えば、天保十年から十 あるいはその逆の時期が つまり、 逆の例は、 質地反別 ゆるや 反 天

また、質地代金の変則性は田畑の等級や種類についてみてもあらわれ

表 4 質地の変化

年代 数数 数	1 人平均 質請金 両・分・朱 11・2・2 5・0・0 5・3・0 6・0・1 12・1・3 5・0・0 4・0・0 1・2・0 21・2・0 4・2・1	2·28 3·1 1·2 2·24 1·0 1·0	5·0·0 (2·0·2) 2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
天保 7 A 11 33 77·6 58·1·0 5 5 7·2·0 2·10 5·1·0 15·13 11·2·2 15·3 C 2 2 6·0 10·0·0 1 2 1·2·2 3·0 5·1·0 6·0 10·0·0 3·0 計 13 35 68·0·0 6 7	11·2·2 5·0·0 5·3·0 6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0 21·2·0	8・C 割 2・10 3・0 2・28 3・1 1・2 2・24 1・0	1·3·0 5·0·0 (2·0·2) 2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
C 2 2 2 6·0 10·0·0 1 2 1·2·2 3·0 5·1·0 6·0 10·0·0 3·0 天保8 A計 6 16 47·11 (34·3·0) 5 6 (7·1·1) 2·18 (5·3·0) 9·14 (6·3·4) 7·26 天保9 A 14 25 76·0 66·3·0 10 11 8·2·2 3·1 4·3·0 7·18 6·2·2 6·27 B 6 7 8·5 62·0·0 3 5 7·1·0 1·4 10·1·1 2·8 20·2·2 1·7 計 20 32 128·3·0 13 16 1·4 10·1·1 2·8 20·2·2 1·7 天保10 A 10 35 89·29 35·1·0 8 7 3·3·3 2·24 3·2·0 11·7 4·1·2 12·25 B 1 1 1·0 4·0·0 1 1 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 <t< th=""><th>5·0·0 5·3·0 6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0 21·2·0</th><th>3·0 2·28 3·1 1·2 2·24 1·0 1·0</th><th>5·0·0 (2·0·2) 2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0</th></t<>	5·0·0 5·3·0 6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0 21·2·0	3·0 2·28 3·1 1·2 2·24 1·0 1·0	5·0·0 (2·0·2) 2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
景景 13 35 68·0·0 6 7 7·1·0 7·2·18 (5·3·0) 9·14 (6·3·4) 7·2·6 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5·3·0 6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0 21·2·0	2·28 3·1 1·2 2·24 1·0 1·0	2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
天保8 A計 6 16 47·11 (34·3·0) 5 6 (7·1·1) 2·18 (5·3·0) 9·14 (6·3·4) 7·26 天保9 A 14 25 76·0 66·3·0 10 11 8·2·2 3·1 4·3·0 7·18 6·2·2 6·27 8·5 62·0·0 3 5 7·1·0 1·4 10·1·1 2·8 20·2·2 1·7 計 20 32 128·3·0 13 16 天保10 A 10 35 89·29 35·1·0 8 7 3·3·3 2·24 3·2·0 11·7 4·1·2 12·25 8 1 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 6·0·1 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1	6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0	3·1 1·2 2·24 1·0	2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
天保9 A 14 25 76·0 66·3·0 10 11 8·2·2 3·1 4·3·0 7·18 6·2·2 6·27 1·7 計 20 32 7·10 128·3·0 13 16 7·10 1·1 1 1·1 1·1 2·8 20·2·2 1·7 計 20 32 7·10 1·2·0 1·1 1 1·1 1·1 1·1 1·1 1·1 1·1 1·1 1·1	6·0·1 12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0	3·1 1·2 2·24 1·0	2·2·2 8·3·1 1·0·1 4·0·0
B 6 7 8·5 62·0·0 3 5 7·1·0 1·4 10·1·1 2·8 20·2·2 1·7 天保10 A 10 35 89·29 35·1·0 8 7 3·3·3·3 2·24 3·2·0 11·7 4·1·2 12·25 B 1 1 1·0 4·0·0 1 1 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0	12·1·3 5·0·0 4·0·0 1·2·0 21·2·0	2·24 1·0 1·0	8·3·1 1·0·1 4·0·0
計 20 32 128·3·0 13 16 16 16 16 17 4·1·2 12·25 天保10 A 10 35 89·29 35·1·0 8 7 3·3·3·3 2·24 3·2·0 11·7 4·1·2 12·25 B 1 1 1·0 4·0·0 1 1 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 C 1 1 1·0 1·2·0 1 1 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 計 12 37 40·3·0 10 9 7·24 (9·3·1) 14·9 (18·0·0) 17·3 大保11 A 1 1 1·0 4·2·1 1 4·2·1 1·0 6·0·1 1·0 4·2·1 1·0	5·0·0 4·0·0 1·2·0	2·24 1·0 1·0	1.0.1
天保10 A 10 35 89·29 35·1·0 8 7 3·3·3 2·24 3·2·0 11·7 4·1·2 12·25 B 1 1 1 1·0 4·0·0 1 1 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 4·0·0 1·0 1·0 4·0·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·2·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1·0 1	4·0·0 1·2·0 21·2·0	1.0	4.0.0
B 1 1 1 · 0 4 · 0 · 0 1 1 4 · 0 · 0 1 · 0 4 · 0 · 0 1 · 0 4 · 0 · 0 1 · 0 4 · 0 · 0 1 · 0 4 · 0 · 0 1 · 0	4·0·0 1·2·0 21·2·0	1.0	4.0.0
C 1 1 1·0 1·2·0 1 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1·0 1·2·0 1	1.2.0	1.0	
計 12 37 40·3·0 10 9 天保11 A 12 30 85·29 (116·1·1) 6 5 (12·2·1) 7·24 (9·3·1) 14·9 (18·0·0) 17·3 B 1 1 1·0 4·2·1 1 1·0 6·0·1 1·0 4·2·1 1·0	21.2.0	1	1.2.0
天保11 A 12 30 85·29 (116·1·1) 6 5 (12·2·1) 7·24 (9·3·1) 14·9 (18·0·0) 17·3 B 1 1 1·0 4·2·1 1 1 4·2·1 1·0 6·0·1 1·0 4·2·1 1·0		0.00	
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$		0.00	1
	4.2.1	2 • 28	(3.2.3)
		1.0	4.2.1
# 13 31 (120·3·2) 7 6			
天保12 A 8 21 83·10 53·0·3 8 8 6·1·2 10·12 6·2·2 10·12 6·2·2 10·12	6.2.2	3.29	2.2.2
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	1.0.0	1	
a 9 23 54·0·3 9 9			
天保13 A 計 7 15 43·12 42·0·2 6 7 9·2·1 6·6 6·0·0 7·7 7·0·0 6·6	6.0.0	2.26	2.3.0
天保14 A 計 10 27 77·20 (87·0·0) 7 9 (11·0·1) 7·23 (8·2·3) 11·2 (12·1·2) 8·18	(9.2.2)	2.26	(3.0.3)
弘化元 A 10 42 70·17 (142·0·0) 6 6 (20·0·1) 7·1 (14·0·3) 11·2 (23·2·2) 11·22 (2	(23·2·2)	1.21	(3.1.3)
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	8.0.0	1.0	8.0.0
at 11 43 (150·0·0) 6 7			
弘化2 A 計 6 20 39·20 64·0·0 4 6 16·0·2 6·18 10·2·2 9·27 16·0·0 6·18	10.2.2	2.2	3.1.1
로시じ 3 A 8 11 296·23 165·3·0 8 7 5·1·3 37·2 20·2·3 37·2 20·2·3 42·11	23 • 2 • 2	26 • 29	15.0.1
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$			
# 9 13 173·3·0 9 8			
弘化 4 A 計 6 18 45·28 85·0·0 5 6 16·3·2 7·21 14·0·2 9·5 17·0·0 7·19	14.0.4	2.16	3 4.2.3
嘉永元 A 計 2 7 14·25 9·2·0 2 2 6·1·2 7·12 4·3·0 7·12 4·3·0 7·12	4.3.0	2.3	1.1.1
嘉永 2 A 9 39 77·21 99·2·0 7 9 12·3·0 8·19 11·0·0 11·3 14·0·3 8·19	11.0.0	1.29	2.2.0
B 1 2 2·0 9·0·0 1 1			
\$\frac{1}{8}\$ 10 41 108 \cdot 2 \cdot 0 8 10 <t< td=""><td></td><td></td><td></td></t<>			
嘉永 3 A 計 2 3 13.9 35.0.0 2 2 6.2.1 6.19 17.2.0 6.19 17.2.0 6.19	17.2.0	4.13	3 11.2.2
嘉永4 A計 3 8 32·10 28·0·0 3 3 8·2·2 10·23 9·1·1 10·23 9·1·1 10·23	9.1.1	4 • 1	3.2.0
嘉永 5 A 計 7 18 47·9 105·1·0 4 7 22·0·2 6·22 15·0·0 11·24 26·1·1 6·22	15.0.0	2.18	3 5.3.1
元治元 A 10 21 73·11 178·2·0 11 8 24·0·3 7·10 17·3·1 6·20 4·0·0 10·6	28 • 2 • 1	3.14	8 · 2 · 0
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$		1.58	(12.2.2)
c 1 1 0·5 1 1			
計 13 25 227·2·0 14 11			
明治元 A 計 26 70 196·6 814·1·0 13 19 41·1·1 7·16 31·1·1 15·2 62·2·2 10·9	42 · 3 · 1	2 · 24	11.2.2

()=不明分有 A=田畑山 B=御用地 C=塩場付 D=沼地 史料:各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

較はこの表からは不可能である。 世別の方が、また弘化三年のように中畑より下畑のほうが高い場合がみられる。但し、塩場付、御用地、上沼については反当りではなくられ、また同じ等級の田あるいは畑でも年によってその金額に大きな変下畑の方が、また弘化三年のように中畑より下畑のほうが高い場合がみ記したものであるが、天保九年のように反当りの金額が中・下畑よりもてくる。表5は各年代ごとの反当りの質地金額について田畑の等級別に

か。その点の検討は今後の課題であろう。額はどこでどのようにして、何を基準にして決定されていくのであろうらわれないで展開していることがわかった。だが、それにしても質地金いうこと、すなわち漁民間の質地金融が必ずしも土地の広さ・等級にとこのように質地金額は必ずしも田畑の等級に比例するものでもないと

反別は平均三畝二歩であり、細分化されていたことがわかる。半が下田・下畑・下々畑であったことがわかる。また一筆あたりの質入質地に関しいま少し付け加えると、表6にみられるごとく質入地の大

わずかである。 治元年に四件、計六件のみであり、記載もれを考慮したとしても極めて地と明記されているものは、表7にみられるように天保九年に二件、元、次に流地のデータをみてみよう。天保六年から明治二年までの間に流

時には請返件数が増加するという傾向がみられる。天保七年から十年 して質入件数が増加した時には請返件数が減少し、 年から三年ごとに変動を繰り返している。 質地の大半が質入者によって請戻されていたであろうことが予想される。 七・九・十三年、弘化元年、 質地請返の変化を表8で詳しくみてみることにする。 方質地請返の方をみてみると、各年何件かの請返しが行われており 表 4と比較してみると、 嘉永元年、 天保七年から十年と元治以降を除くと、 四年に山場をつくりながら、 変化の特徴としていえること 質入件数が減少した 請戻件数は天保 概

る例は少なく、大半は元地主に請戻されている。る。また、又質が一般的に行われていたようであるが、これも流地にな質地を請返すのと同時に再度質入をしている例が多くみられるためであ慶応元年から明治期において質入件数と請返件数とが比例しているのは

は、 が増加したのは、既述のとおりこの年五月に飯高家が関下村佐五右衛門 年がもっとも高く、嘉永元年がそれに次いでいる。弘化三年に請返反別 年 るのである。 網元二人の土地移動が数値上では非常に大きな影響となって表われて 衛門両人から下田、 に大量に質入したが、十二月に請戻しているからである。 請返件数でみると天保七年が最高であるが、 粟生村のもうひとりの網主である重兵衛がこの年同村の惣八、儀左 嘉永元年が高くなっている。 下畑を大量に請戻しているためである。 一件あたりの請返反別でみると弘化了 請返反別でみると弘化二 嘉永元年の方 このように

ている。 年下田三畝一六歩を治朗兵衛に返却し、 畝 衛門に二十年季で下々畑二町六反二畝一四歩を一二五両にて質地に入れ して下田一反一畝三歩を質入している。俊次郎の方は、 歩、下畑九畝五歩を請返しており、嘉永四年には重兵衛が治右衛門に対 嘉永元年には惣八から下田六畝一二歩、儀左衛門から下田七反七畝 兵衛が、 年季で下畑五畝二○歩を代金三両で質に取っている。また請返では、 七畝一二歩を重兵衛にかえしている。以上が、二人が奥印帳に出てくる 畝二八歩、下畑一畝四歩を代金五両で、嘉永六年には八左衛門から三 この二人の網元が奥印帳に出てくる回数は実際にはそれほど多くはな ・々畑五歩を礼金二両で左内から譲りうけているが、同年関下村佐五右 一六歩を代金二両二 まず重兵衛についてみると、嘉永五年藤下村藤十から三年季で下田 これは弘化三年中に請戻されている。 天保七年弥左衛門から下田五畝三歩、 一分で長右衛門より質地にとっている。 同年下畑一反四畝二八歩、 その他、 下畑八歩、 弘化五年下畑 弘化三年には 山一二歩を また天保七 九 重

表 5 等級別質地反(割)当りの質地金額

	中田 両・分・朱	下田 両・分・朱	中畑 両・分・朱	中ノ下畑 両・分・朱	下畑 両・分・朱	下々畑 両·分·朱	山 両・分・朱	*塩場付 両・分・朱	*御用地 両・分・朱	本屋敷 両·分·朱	*上沼 両·分·朱	新田 両・分・朱
天保 6	5.2.3	2.2.0			6.1.2	-						
7				7.0.0				1.2.4				
8			7.0.0									
9			30.2.1	1.3.0	13.3.1				6.2.0			
10						37 • 2 • 0		1.2.0	3.1.0	: [
. 11]		19.3.2				93.3.0					
12				3.3.0						62.0.2	2.0.0	
13				7.2.0								
14	10.3.2			6.3.0								16.2.3
弘化元									8.0.0			
3	14.0.1		4.3.2		13.3.0	4.3.0				63.1.3		
嘉永3		51.1.2		Į l				Į				ļ
5	12.1.0			7.2.0				1				
慶応 3	11.3.1		34 • 1 • 0									

*=1割当り

史料:各年田畑奥印帳

表 6 田畑等級・種類別質入筆数・反別

- 15	-	上田	I	中田	_	下田	ľ	中畑	中。	ノ下畑	-	下畑	下	々畑		Щ	ž	新田	塩	場付	御	用地	本	屋敷	L	沼
年 代	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	割	筆	割	筆	畝·歩	≇	割
天保 7			12	22.22	12	8.21			5	33. 0	5	12.23							2	6.0						
8			3	8.9	8	26 6	1	1. 7		l	4	11.19	ì		, ,						1	1		l		
9		1	4	8. 6	15	59.12	1	1.19	1	3.12	4	4.18									7	9.50			i	
10		į	2	6.27	10	27.11		i			21	65 9	2	0.12	3				1	1.0	2	2. 0				
11	1	2.0			18	52.29	1	5.0	2	10. 0	7	73· 0			1										.	
12		İ	5	22.10	6	21.23	5	18 • 18	3	13. 9	1	4.21											1	2.10	1	2.0
13	1	1.29	2	20 · 4	8	21.17			1	6.18	3	9 2														
14	1	1.29	2	7.16	15	36.18			1	3. 9	7	9.22					2	11.28								
弘化元	4	9.6	2	5.10	12	37⋅ 3	1	0.14	\		22	1			1	1.22				1	1	1.0	1		} }	
2			2	4.13	6	12.27	1	5.26			10	15.26			1	0.18										
3		1	3	2.19	5	1	1	3. 0			1	5 2	2	261.14					1	1.0	1	1.0	1	0.26		
4					15	i	-	0.24		Ì	2	i		1												
嘉永元	İ	ļ			4	1	l .				3	!		1							1	2. 0				
2	1	1.25	8	15 1	22	i	l .	1 7			4	5.26		İ								!				
3		İ			1	5.13			1	3.16			1	0.10												
4	1	}		}	3	11. 5		1	\		5		1		ì)	1)		}	\	1		
5			1	2.10		!	1				6	!	1			_			١.							
元治元	2	4.0	3	12.10		46.13	1		2	6.18	1	4 • 3	1		2	0.15			1	0.5	1	i	١.			
明治元	<u> </u>		1	2.29	54	163· 5	2	4 · 7	1	3.12	13	31.16	1	0.8	3	0.20					1	1.0	1	0. 1	ļ	
計	10	20.29	50	141.6	235	655 7	17	42. 2	17	83 4	119	310 4	6	262 • 14	11	3.15	2	11.28	5	8.5	16	21.25	3	3. 7	1	2.0

史料:各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

表 7 流地の変化

質流年	件数	筆数	流地 反別	(代金)	質入 人数	質請 人数	1 反(割) 平均代金	1 件 平均反別	1件 平均代金	質入人1人 平均反別	1人 平均代金	質請人1人 平均反別	質請人1人 平均代金	1筆 平均反別	1筆 平均代金
年	#	筆	A畝·歩 B·C 割	両·歩·朱	,	٨	両·歩·朱	A畝・歩 B・C 割	両·歩·朱	A畝・歩 B・C 割	両·歩·朱	A畝·歩 B·C 割	両·歩·朱	A畝・歩 B・C 割	両·歩·朱
天保9 C	2	2	3.0	9.0.0	2	1	3.0.0	1.5	4.2.0	1.5	4.2.0	3.0	9.0.0	1.5	4.2.0
元治元 A	4	6	30.2	137 • 2 • 0	2	4		7.21	34.1.2	15.13	68.3.0	7.21	34.1.2	5.4	22.3.2

A=田畑山 C=塩場付

表 8 質地譜仮の変化

				衣	0 貝刀	U謂这V.	/女化		
請返年	E.	件数	筆数	請返 反別	質入 人数	質請 人数	1 件平均 請返反別	1人平均 請返反別	1 筆平均 請返反別
		件	#	A畝・歩 B・C 割	(請返人)	(金主)人	A畝·歩 B·C 割	A畝・歩 B・C 割	A畝・歩 B・C 割
天保7	Α	10	16	46 • 12	9	8	4.19	5.4	2.27
	В	3	3	4.0	3	3	1.3	1.3	1.3
8	Α	1	1	1.0	1	1	1.0	1.0	1.0
9	Α	11	25	71.9	10	11	6.14	7.3	2.25
	В	1	2	2.5	1	2	2.5	2.5	1.25
10	Α	7	16	26.21	6	7	3.24	4.13	1.20
11	В	1	1	1.0	1	1	1.0	1.0	1.0
13	Α	5	14	40.2	3	3	8.0	13.10	5.0
	С	1	2	2.0	2	2	2.0	1.0	1.0
弘化元	Α	6	11	29.20	5	5	4.28	5.28	2.20
2	Α	4	7	26.22	4	4	6.20	6.20	3.24
3	Α	1	2	262 • 27	2	2	262 • 27	131.13	131.13
	В	1	1	1.0					
	С		1	0.5					
4	Α	3	5	15.15	3	3	5•5	5.5	3.3
嘉永元	Α	8	45	264.0	4	4	33.0	66.0	5.26
2	Α	6	18	40.3	5	5	6.20	8.0	2.6
3	Α	3	6	16.10	3	3	5.13	5.13	2.21
	С		2						ALA II
4	Α	7	14	67 • 10	4	6	9.18	16.25	$4 \cdot 24$
	С		1	1.5	1	1			
5	Α	3	10	8.29	2	2	2.29	4.14	0.26
元治元	Α	3	9	31.25	3	3	10 • 18	10.18	3.16
明治元	Α	8	29	74.17	4	5	9.9	18.19	2.17
A = 田	畑山	1	B=	御用地	C=塩	場付			

(上金とも書く)」といって増金を何両かあらためて支

譲地もみられる。

この場合には、

「乗金

度譲地ニ相成……」とあり、

実質的には流地と思われ 譲られる側が

「天保十一年十二月七郎左衛門方へ質地ニ入置候処、

此

衛に下田三畝二二歩を譲地するさいに、この地所

示しているが、以後はそれほど変化をみせずむしろ減少

'傾向を示している(表9)。譲地反別・金額もそれ

でみる限りでは譲地の件数は天保九年に一○件と最高を 払って取引が成立するのである。粟生村の「田畑奥印

ど極端な動きを示していないが、質地反別・

金額のとこ

史料:各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

V3 が急増していることとの関係も考えられるが、まだ詳細は明らかではな 規模な質地集積はほとんどなかったのが実情である。 少なくとも天保期以降幕末までは村内の土地については、 いては流地の例が少なく大半は請戻されている。このことからみると、 ささか不可解な気はするが、 述のごとく幕末期においてもその所持高がのびていることからするとい すべての場合である。 彼らの内、 奥印帳の記載からみるかぎり、 特に飯高家は有数の大地主であり、 明治初年質地件数 流地による大 この村にお 前

いまだに土地所有権が元地主に強く残るニュアンスを示しており、 体があって、 |地移動の今一つの形態として譲地があげられる。 譲られる側は礼金を支払って土地を入手するわけであり、 譲地は譲る側に主 実際

粟生村の三冊の

「田畑奥印帳」に記されている人名は全部で二○六名

てしまう場合と、

二形態あって、

田畑奥印帳

でみる限りでは譲地と記されるものには すぐに高額の礼金をうけとって譲地に 例えば弘化元年十二月四郎兵衛が七朗

嘉永 が多いことがわかるであろう。 額を出したのが表10である。 また質地の時と同様に、 地金額とはかなりの違いをみせている。だがその変動も大きく、天保十 ろでみたのと同様に、 大きいことが知れよう。 比例しているとは限らず、 また譲地で特徴的なのは、 二年のように質地代金の反当り金額とほとんど同じ場合もみられる。 弘化三年、 明治元年ではかなりの高額を示しているが、弘化四年 その変動は相関関係を示していない。 さらに、 譲地においても田畑の等級・種類別に反当り金 また年ごとの金額の変動は質地の場合以上に 譲地も質地同様にその金額が田畑の等級に 一反当りの礼金の金額の大きさであり、 表11によって譲地の場合も下田・下 晳

類似したものととらえてまちがいあるまい。

粟生村

ている例もあるほどである。だが実質的には田地売買と 譲主側ものちになって請返そうとしてトラブルをおこし

表 9 譲地の変化

年 代		件数	筆 数	譲地反別	礼金 (代金)	譲主	譲請人	1 反(割) 平均礼金	1 件平均 譲反別	1 件平均 礼金	1 人平均 譲反別	1人平均 受取金額	1 人平均 譲請反別	1 人平均 支払礼金	1 筆平均 譲反別	1 筆平均 礼金
4- 10	١ [A畝·歩					A畝·歩		A畝·歩		A畝·歩		A畝·歩	
		件	簟	B·C 割	両·分·朱	人	٨	両·分·朱	B·C 割	両·分·朱	B·C 割	両·分·朱	B·C 割	両·分·朱	B·C 割	両·分·朱
天保 7	Α	2	3	13.6	12.3.0	2	2	9.2.1	6.18	6.1.2	6.18	6.1.2	6.18	6.1.2	4.12	4.1.0
天保8	Α	3	5	15.7	20.3.2	3	3	33.3.3	5.2	6.3.3	5.2	6.3.3	4.29	9.2.6	3.1	4.0.2
天保9	Α	7	9	18.16	28.2.0	6	7	15.1.2	2.19	4.0.1	3.2	4.3.0	2.19	4.0.1	2.1	3.0.2
	В	2	2	2.5	36.0.0	1	2	14.1.2	1.25	18.0.0	2.5	36.0.0	1.25	18.0.0	1.25	36.0.0
	С	1	1	1.0	5.0.0	1	1	5.0.0	1.0	5.0.0	1.0	5.0.0	1.0	5.0.0	1.0	5.0.0
	Ħ	10	12			8	10									
天保10	Α	3	5	10.12		3	3		3.14		3.14		3.14		2.2	
天保11	Α	4	4	63.9	- Continued	3	3		15.24		21 · 3		21.3		15.24	
天保12	А	2	27	6.23	64 • 3 • 2	2	2	95.3.1	3.11	32.1.3	3.11	32.1.3	3.11	32.1.3	0.7	2.1.2
天保13	Α	2	16	54.7	105.0.0	2	2	19.1.1	27 · 3	52.2.0	27 • 3	52.2.0	27 · 3	52.2.0	3.11	6.2.1
	С		1	1.0	1.0.0	1	1									
1	핡	2	17			3	3			53.0.0		35 • 1 • 1				
天保14	Α	2	4	26.17	108.0.0	2	2	40.2.0	13.8	54.0.0	13.8	54.0.0	13.8	54.0.0	6.19	27.0.0
弘化元	Α	5	6	16.4		5	5		3.6		3.6		3.6		2.20	
弘化2	Α	1	33	68 • 24		1	1		68.24		68.24		68.24		2.20	***************************************
	в		1	1.0												
	B†	1	34			1										
弘化3	Α	2	2	1.26	13.0.0	2	2	69.2.1	0.28	6.2.0	0.28	6.2.0	0.28	6.2.0	0.28	6.2.0
弘化4	Α	5	5	5.13	8.1.0	4	5	15.0.0	1.2	1.2.2	1.10	2.0.1	1.2	1.2.2	1.10	6.2.1
嘉永 2	Α	4	9	22.29	56.3.0	4	3	24 • 2 • 1	5.22	14.0.3	5.22	14.0.3	7.19	18.3.2	2.16	6.1.0
明治元	Α	3	4	8.17	105.0.0	2	2	84.0.0	2.25	35.0.0	4.8	52.2.0	4.8	52.2.0	2.4	26.1.0

A=田畑山 B=御用地 C=塩場付 史料:各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

表10 等級別譲地反(割)当りの代金

	中田	下田	上畑	中畑	中ノ下畑	下畑	下々畑	山	*塩場付	*御用地
	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱	両·分·朱
天保6					9.2.2					
7		}						75.0.0		
8										
9	39.3.3			14.1.0						
10									5.0.0	14.1.2
11		33.3.3				24.3.3				
12					9.0.1	40.0.2				
13									5.0.0	
14						12.1.2				
弘化元		29 • 1 • 3			19.2.3					
3			64.2.3				120.0.0			
4	16.3.2	12.1.2				23.1.0		24.3.3		
嘉永 3										
5									16.0.0	
慶応 3										
明治元		165 • 1 • 2				110.0.1				
2		35.0.1				79.2.3				

*=1割当り

二名、

宿村新田一三名、大沼村三名、

不動堂村一名、藤ノ下村三名、

藤

ノ下ナヤ三名、

石、関ノ下村一名、四屋敷村一名、畑

細屋敷ナヤ二名、

貝塚村二

名、

片貝村五

東金町一名、

不明三名となっている。

細野村一名、

れている。その人数の内訳は、粟生村一五〇名、粟生ナヤー五名、宿村いる。因みにこの人数の中には請け人として名を連ねているものも含まで、大半は粟生村村民であるが、その中に四〇名ほど他村民が含まれて

- 1b		中田		下田		上畑	1	中畑	中	ノ下畑	-	下畑		々畑		Щ		塩	場付	御	用地
年 代	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝・歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝·歩	筆	畝・	步	筆	割	筆	割
天保 7									3	13. 6											
8			4	17 1											1	0.	8				
9	1	2.15	4	10.13			1	2.24			3	2 · 24									
10	1						Ì				3	10 2	2	0.10				1	1.0	2	2.5
11			1	0.22							2	5.24	1	57.13						İ	
12									2	6.18	25										
13			6	18. 5			3	11.18			7	24.14						1	1.0		
14											4	26.27									
以化元	2	4.0	1	3.22			2		1	6.18											
2	3	5.10	21	50 8			5	8.26			4	4.10								1	1.0
3					1	1.21							1	0.5							
4	1	2.28	2	1.18							1	0.24			1	0.	3				
嘉永元																		İ			
2	1	1.25	5	13.26							3	7⋅8									
3				1														į			
4				i !																	
5					l							l				i !			1	ļ	
元治元												C 10									
明治元			2	ļ							2	6.19				_					
計	8	$16 \cdot 18$	46	117 • 23	1	1.21	11	25 2	6	26.12	54	(89.2)	4	57.28	2	0.	11	2	2.0	3	3.5

表11 田畑等級・種類別譲地筆数・反別

史料:各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。()=不明分有

り粟生村内における遣り取りが圧倒的に多い。次いで粟生村民から粟牛 る人々が居住している集落である。この納屋集落のものへの質入件数が ナヤのものへの質入が多いのがわかる。 みていくうえでも注意すべき点であろう。 他村民の中でも宿村新田の人々が多いことがわかり、粟生村との関係を とりもあり、そこに一定の地域的広がりがあったことを確認できる。 きるであろう。このように、村内部の移動だけではなく、他村とのやり 近隣の村々が多いが、東金町のものとの遣り取りもあったことが注目で 銭的に裕福なものがいたことの証であろう。取引の地域でみると粟生村 多いということも注目すべきであり、いいかえれば納屋集落のものは金 に附属する海付の集落であり、 に行われていたことが予想される。このような状況が可能であったのは まれていることは確かであり、 に名を出しているもの七七名であり、 のが六三名、質地主としてのみ出てくるのが九○名、質地主と金主両方 ひとたび大漁であれば、地域全体の生活を潤し、例えば一介の水主であっ 分析は試みていないが、次項で検討するように中には飯高家の水主や小 金主であることがわかった。まだこの七七名について所持高等の具体的 表12は、質入・質請の地域的な広がりを件数でみたものである。 納屋集落のものも含まれており、 登場人物二〇六名中不明分を除くと、 そのような漁民間の質入・請返が一般的 漁業生産や漁獲物の販売に直接たずさわ 全体の三〇%が質地主であり且 ナヤは、 おそらく所持高の低い漁民も含 金主としてのみ出てくる 納屋集落といって本村 やは

表12 質入・質請の地域的広がり

111	竹	٠	仕

																			単位	:件
質請人	栗生村	粟	宿	宿村新	大沼村	不動堂	藤	藤ノ	関	西屋敷	細層	貝	片	細	東金町	不	質	譲	地	合
# 1	村	栗生村ナヤ	村	新田	籽	堂	ノ下	下ナヤ	ノ下	敷	細屋敷ナヤ	塚	貝	野	町	明	質入件数合計	地	替	計
質入人 \			ļ																	
栗生村	212 (45)	20(1)	1	4	2			1	1		1		3		1		246	46		292
粟生村ナヤ	1													'			1			1
宿村	4		(2)				ĺ										4	2		6
宿村新田	4(2)		1	2													6	2		8
大沼村	İ		1														1			1
不動堂			ļ																	
藤ノ下	1			2	'		1									'	3		1	4
藤ノ下ナヤ	6(3)			2													8	3		11
関ノ下			1											Ì						
西屋敷	1												Ì				1			1
細屋敷ナヤ	(1)				1			ĺ										1		1
貝塚	(1)	1	İ				Ì										1	1		2
片貝	3	1						ļ		1	ĺ		(1)				4	1	ļ	5
細野	2		ļ		İ		ļ	Ì	Ì					ļ		-	2			2
東金町			1				İ													
不明									ļ				Ì			6	6			6
質請件数合計	233	22	2	10	2		1	1	1		1		3		1	6	283	56	1	340
譲地	52	1	2										1				56			56
地替	1																1			1
合計	286	23	4	10	2		1	1	1		1		4		1	6	340	56	1	397

()=譲地

○=地替

ヤの人間についてはまだデータ不足なので、その性格規定は今後の課題 もの七名、質入人のみでは二名、 ナヤの人間について特に集計したところ、金主のみで名をつらねている しが可能な状況がこの九十九里には存在していたからであろう。こう 質入れはするものの、漁があれば「当り」が入り、質入した土地の請返 ヤの人間が主に金主として名を連ねていることがわかった。ただし、 が集中していくという動きを弱めていたのではないかと思われる。また いった天保期以降の状況は少数の地主に質地という形でこの地域の土地 ても大金がころがりこむような状況の中で、わずかな土地を一時的には であろう。 両方に名を出しているもの八名で、

❸飯高家の水主・小作人の土地移動の特色

貫六一二文、慶応四年には小作人二六一名、作徳米九○○俵一斗六升八 各年における小作人を知る事ができる。ここではその中から文政四年、 あらわれ、どのような土地移動の状況を示しているかをみておきたい。 る。これによると、飯高家の小作取立高は、 合七勺と金一両三分二朱と一〇一貫三一六文とやや減少している。 二七三名で、作徳米高は九八六俵一斗六升九合と金四両一分三朱と八四 六八貫二○○文にもなる。万延二年の「小作取立帳」によると小作人は 小作人は二三八名で作徳米惣高は九四一俵三斗六升三合と金七両二朱と ことにしよう。文政四年の 万延二年、 ここでは飯高家の水主や小作人に注目し、「田畑奥印帳」にどのくらい まず飯高家の小作人については「小作取立帳」が多く残されており、 さて、以上大まかではあるが粟生村 表13は、以上の史料と先学のデータを付き合わせて作成したものであ 慶応四年の「小作取立帳」を取り上げ、その概要をみておく 「小作取立帳」によると、この年の飯高家の 「田畑奥印帳」を分析してきたが 年々増加しており、安政三

表13 飯高家の小作米高

				内				
年 次	小作为	米金高合計			フ りほか他村地 ^{貝地のみ}	粟生村地高	出典・史料	
1	俵・斗・升・合	両·分·朱	文	俵・斗・升・合	両·分·朱	文	俵・斗・升・合	
安永 6	719.5.1.5			444.5.1.3			275.0.1.0	山口和雄論文
文政 4	941 • 3 • 6 • 3	7.0.2	68200	$(563 \cdot 1 \cdot 7 \cdot 7)$	0.3.22	6619		「小作取立帳」
文政9	896 • 1 • 6 • 6			534.3.9.6			361 • 1 • 7 • 0	山口和雄論文
安政3	1103 • 3 • 3 • 1			707.3.3.1			360.0.1.9	山口和雄論文
万延 2	986 • 1 • 6 • 9	4.1.3	84612		(59.1.4.0	1300)		「小作取立帳」
慶応 4	900-1-6-8	1.3.2	101316		(56.2.3.0)			「小作取立帳」

表15 飯高家水主証文の分析

		3 C 1 J	MA IEU S	八八工	ш./\	73 IV			
村名	所属郡名	写和3年 写和3年	文化年	文政年間	天保年間	弘 明 1 3 4	浜方	岡方	合
'' ''	郡	年~	年間	間	間	3年年	計	計	計
	10	人			人	人	人	人	人
粟生村	山辺郡	18	17	23	6	10	74		74
片貝村	山辺郡	5	19	17	10	10	61		61
藤ノ下村	山辺郡	1	2	4	3	1		11	11
宿新田村	山辺郡	1	1	1	1	1		5	5
古所村	長柄郡	1	3	1	1		6		6
西野村	山辺郡		3	1	1	1		6	6
細屋敷村	山辺郡		2	2		2		6	6
貝塚村	山辺郡		2		1	2		5	5
真亀村	山辺郡	1	1				2		2
新堀新田村	武射郡	1				1		2	2
今泉村	山辺郡	2		1			3		3
不動堂村	山辺郡		3	1			4		4
大沼村	山辺郡		1	1				2	2
関村	長柄郡		1		1			2	2
五井村	長柄郡		2		2			4	4
牛込村	長柄郡			1		3	4		4
大網村	山辺郡		1					1	1
浜宿村	長柄郡		1				1		1
広瀬村	山辺郡			1				1	1
大沼村	山辺郡			1				1	1
四手木村	山辺郡			2			2		2
中里村	長柄郡			1			1		1
剃金村	長柄郡			1			1		1
蓮沼村	武射郡				2		2		2
一ツ松村	長柄郡			ĺ		1	1		1
作田村	山辺郡					1	1		1
川間村	山辺郡					1		1	1
下武射田村	武射郡					1		1	1
不明	_			_		1		1	1
合計		30	59	59	28	36	163	49	212

表14 飯高家小作人の出身地別内訳

	文政 4	万延 2	慶応 4
粟生	114 (46%)	207 (76%)	214(82%)
片貝	82	44	22
宿新田	2	2	1
細屋敷	3	1	1
不動堂	3	1	1
大沼	2	2	2
関ノ下	1	1	1
小沼田	1	1	1
新堀	1	1	1
尾形	2	2	1
広瀬	1		
平川	1		
西村	3		
薄島	1		
藤下	1		
島田		1	1
前ノ内		1	1
川中新田		2	2
粟生ナヤ	10		1
藤下ナヤ	7	1	1
細ナヤ	1	į	1
西村ナヤ	2		1
新生ナヤ	2		
尾形ナヤ		2	1
上ナヤ			2
不明	6	4	5
計	246 (100%)	273(100%)	261 (100%)

単位:人

ることがわかる。年には一○○○俵を越えている。しかしこれをピークに減少の傾向にあ

でなされている。 一方飯高家の水主の存在状況を知るための史料はいくつかあるが、各 一方飯高家の水主の存在状況を知るための史料はいくつかあるが、各 一方飯高家の水主の存在状況を知るための史料はいくつかあるが、各 一方飯高家の水主の存在状況を知るための史料はいくつかあるが、各

たことを知る事ができる。因みに、飯高家の小作人と水主とがどのようなん。 文化・文政四年四八~五〇名、天保八年五一名、嘉永元年六二名、万 と、文政四年四八~五〇名、天保八年五一名、嘉永元年六二名、万 とがわかる。また表15は飯高家の水主証文を整理したものであるが、 ことがわかる。また表15は飯高家の水主証文を整理したものであるが、 ことを知る事ができる。因みに、飯高家の小作人と水主とがどのよう

の小作人ではない。

名が出ている事が明らかになっており、必ずしもすべての船方が飯高家民保八年の事例では船方五一名のうち一七名が同年の「小作取立帳」に保八年の事例では船方五一名のうち一七名が同年の「小作取立帳」にな重なりをみせるのかという点についてみると、飯高家の小作人の中で、な重なりをみせるのかという点についてみると、飯高家の小作人の中で、

一大学のであるう。
一大学のであるう。
一大学のであるう。
これらの点は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でであるに質入した土地を請返し、且つ金主として質地を受取り、さらにその取引が多いものもいる。また一人の人間が質入人として土地を質入し、の取引が多いものもいる。また一人の人間が質入人として土地を質入し、の取引が多いものもいる。また一人の人間が質入人として土地を質入し、の取引が多いものもいる。また一人の人間が質入人として土地を質入し、の土地を請返すというすべての取引に関わりをもっているものというない。

所であり、それとの関係でも検討すべき点であろう。

表16 「田畑奥印帳」(天保6~明治2年)にあらわれる飯高家の小作人・水主の土地移動状況

		1.14	人〇	質地主(質入人)				金主(質請人)				
飯高家小	作人・水主	水主		質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	質地 畝·歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	
栗生	孫兵衛		0			2. 3			3.24	4.24		
栗生	弥右衛門		0	28 · 2		4· 5			7.17			
栗生	太郎右衛門		0	8.13	4.18	0.20						
栗生	徳右衛門		0			2 • 27						
粟生	長右衛門		0	3. 7	12.26	4.28		31.02	8. 0	1. 6	3.0	
粟生	長左衛門		0	8.29				3. 0	2 • 27			
栗生	伝七		0	7.19	3·26 (塩1·0)	(塩1・0)		7.21	1			
粟生	四郎右衛門	ĺ	0	(塩2·0) 16・2	(AUT.0)			23.23	3.14			
來生 栗生	七郎左衛門		Ö			1.8		129 • 22	$71 \cdot 24$	8.15		
			Ŭ		į	(塩1・0)			İ			
粟生	助兵衛	*		3・0 (塩1・0)		(塩2・0)						
粟生	清五郎	*	0	16. 2	18 · 21	4.24		20.10	7. 1	2. 3		
栗生	久五郎	*	Ö	11. 7		28.21		6.18	_ 5 · 2			
			_					F0 00	(用1・25)	61.64		
栗生	権十郎		0	3.20	2 -	5.4		53.29	17.28	21.24		
栗生	庄左衛門		0	40.10	3. 5	5.21		6.15				
栗生	七郎兵衛		0	48.12	12.24	7 07		(用1・0)				
栗生	五郎兵衛		0	135·6 (塩1·6用2·0)	64·19 (塩1·0)	7 · 27		(/#11-0/				
栗生	儀左衛門		0	119 8	54.3			69.13	59.14			
两小	物十次四		0	(用1·0) 37·20	4.0	0.5		(用1・0)				
栗生	惣右衛門		_	(沼2・0)	İ			22 10	1.0 90	3. 0		
栗生	政右衛門		0	37·20 (塩1·0)	17 • 13	0.5		33·10 (塩1·0)	16·28 (塩1·0)			
栗生	三郎左衛門		0	134 0	43 1	9.27		28·28 (沼2·0)	23 · 7	6.20		
栗生	市右衛門		\circ	1.26		21. 5						
栗生	伝蔵		0	9.27	(塩2・0)							
粟生	三右衛門		0	0.24	(用0・5)			82.23	43. 0	(塩1)		
粟生	喜平次		0	54.16				(3·0) 0·18	18 4	47.19		
			_	(用1・0)			_			(用1.0)		
粟生	佐兵衛		0	11. 6			2.21	5・1 (用1・0)	2. 0		2.24	
粟生ナヤ	源蔵		\circ		23.16			52. 9	18.23	16.26		
亜ル とみ	H-+-			(用2・5)				(用2・0) 1 9・ 1				
栗生ナヤ	,	ļ	0	(/#12-3)				19.27		31 · 0		
栗生	惣八							(用2・5)				
粟生	伝次郎		0	(用1・25)	(用1・25)			10.28	10.28	24 · 2		
栗生	太郎兵衛		0	2.10	2.14			(用2·25) 29·08	5 - 5	4. 5		
来生 栗生	へ即共衛 利兵衛	*	0	11.21	2-14	2.15		23 00	ال ل	4 0		
来生 栗生	利共衛 岩吉	^	0	0.17	0.12	2.19		62.26	(用2・0)	17.18		
帐工 .	4 D			0 17				(用3・25)	(/112 (/	1, 10		
栗生	清右衛門	*	0		4.0			/ 	/ FF = -:			
粟生	清左衛門		0	(塩1・5)	(塩1・5)			(用1・25)	(用0.5)			
栗生	七兵衛	*	0	5 • 5	İ	2.24		26 · 13	5.10			
粟生ナヤ	兵右衛門		0	7.21				16・1 (塩4用2・5)	6.18			
栗生	新右衛門	*	0	3.27				(Am 4/132 0/				
栗生	喜八		Ŏ						Ì	0.8		
栗生	平右衛門	*	Ō	12 · 19				4. 6		(塩2・0)		
								(塩2・0)		0.20		
栗生	重内		0					6· 5	25. 1	38.11		
栗生ナヤ	弥兵衛		0					72· 2 8·12	35・1 (塩1・0)	38.11		
栗生	権治郎		0					3·12	14. 3			
栗生	伝三		0					i	14. 9			
栗生	八郎右衛門		0			_		18. 7				

飯高家小作人・水主		小作人〇 水主 *	質地主(質入人)				金主(質請人)				
			質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝·歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	
粟生	治兵衛	0		•	1		11.22				
粟生	平助				!		19•29	6.18		2.25	
粟生	五助	* 0					11 · 28		22. 3		
粟生	善左衛門	0			<u> </u>			2 • 28			
粟生	利七						47 • 27	35.23			
粟生	佐助	0				į	9.10				
粟生	源七	0					2.10	2.10			
粟生	八左衛門	0					3. 3				
栗生	弥市	0					4. 0				
粟生	惣七							1.12			
粟生ナヤ	市蔵	0					7. 0				
粟生	太兵衛						3.23				
栗生	源兵衛		21 · 2				5 2				
粟生	市五郎	* 0	1. 6				6.18		(塩1・0)		
関ノ下	佐五右衛門	0					262 • 15	262 • 28			

(塩)=塩場付 (用)=御用地 (沼)=上沼

必要となろう。 業とする村々に一般的にいえるのかどうか、今後より多くの事例研究が 以上にみたような、九十九里浜における土地移動の特色が、漁業を生

山口徹
『近世漁民の生業と生活
一吉川弘文館
平成十

年

 $\widehat{\underline{1}}$

註

- 『九十九里町誌各論編 上』昭和五十五年
- 「上総国村高帳 寛政五」(『房総叢書』9所収)

3 2

4

- 用し、一部修正を加えた。 表1は山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』アチックミューゼアム彙報より引
- (5) 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』(アチックミューゼアム彙報)参照。
- 6 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』(アチックミューゼアム彙報)参照。
- (7) 菊地利夫「九十九里浦納屋聚落の成立―地曳網漁業入会地浜芝地の開発拒否 —」(『新地理』 3—1 昭和二十四年) 飯高家文書 享保二十年(『九十九里町史資料集』第十一、古川力「九十九里

8

- 論編 上』七七八頁には、粟生村近辺の新田の様子を表した絵図が掲載されて いる。参照されたい。 浦の塩場頭開発について」『千葉の歴史』22号所収)。なお、『九十九里町誌 各
- 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』アチックミューゼアム彙報
- 山口徹『近世漁民の生業と生活』吉川弘文館 平成十一年
- 山口徹『近世漁民の生業と生活』吉川弘文館(平成十一年より転載)

11 $\widehat{\underline{10}}$ 9

(神奈川大学日本常民文化研究所、国立歴史民俗博物館共同研究員) (二〇〇三年五月二十三日受理、二〇〇三年七月十八日審査終了)

The Transfer of Land along the Kujukuri Coast Tow Net Fishing Zone: a Study of the Land Documents of the Iitaka Family

Iwata Miyuki

This paper sheds light on mortgage finance along the Kujukuri coast where tow net fishing was developed beginning in the middle of the Early Modern Period and the situation and nature of land transfer that accompanied this mortgage finance. This study will help us understand the significance of land ownership for the villagers whose main occupation was fishing and mortgage finance with respect to the interaction of villagers. The historical materials used in this study consist of three volumes of land records dating from 1835 through to the early Meiji period called Denpata-okuincho, that have been left behind by the Iitaka family from Ao village situated in the middle of the Kujukuri coast who operated a fishing business. The following facts have come to light as a result of a study of these land records. First, one notable feature of mortgaged land is that most mortgaged land consisted of poor quality rice fields and that each entry is accompanied by details of the mortgaged land area. Further, there is not necessarily a correlation between the value of the loan and the size and grade of the land. Another aspect deserving attention is that there were extremely few cases where the loan was unable to be repaid resulting in a change in land ownership. We may conjecture from an examination of the return of mortgaged land that the majority of mortgaged land was returned to those who took out mortgages on their land. A look at the regional distribution of mortgages and repayments reveals that they centered around Ao village and extended to surrounding settlements. An examination of the situation within Ao village shows that many mortgages were held by people from the so-called Naya settlements. Names of both the mortgagor and mortgagee are listed in 30% of cases, and these include fishing hands and tenant farmers belonging to the Iitaka family, and people living in Naya settlements. Repayment was possible because if there was a huge catch, people across the whole region became prosperous so that huge sums of money fell into the hands of even fishing hands and tenant farmers. In such circumstances, even though they had temporarily mortgaged a small area of land, it was possible to redeem this mortgaged land if there was a good catch, a custom that existed in Kujukuri as late as the middle of the eighteenth century. These aspects are important when reconsidering the existing portrayal of tenant farmers and fishing hands.